

2025年2月4日

保護者の皆様へ

黄柳野高等学校
校長 田村 尚

インフルエンザなど感染症に関するお願い

日頃は、本校の教育活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。今期は、インフルエンザやコロナに罹患した生徒は7名ほどいましたが、保護者の皆様の感染予防のご協力もあり、1月31日現在、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等感染症の学内での流行はみられません。

各関係機関の情報によりますと、インフルエンザにおいては、2025第4週(1月20日～1月26日)は、47都道府県において、前週より減少していますが、依然、47都道府県で警報レベルを超えている状況です。新型コロナウイルス感染症においては、2025第2週(1月6日～1月12日)は、前週に比較して35都道府県で増加傾向にあります。またこの時期は、ノロウイルスも流行しやすい時期です。学校におきましても、手洗い、換気、マスクの着用の励行など感染予防に心がけておりますが、学校生活が安全に実施されますよう、ご家庭でも感染予防においてご協力をよろしくお願いいたします。体調不良の際は、自宅での療養を勧めていますので、学校から連絡があった際には、速やかなお迎えをお願いいたします。

1. 休校措置について

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの集団感染が疑われた場合は、休校の措置をとります。状況により、急な帰省も考えられますのでご了承ください。

2. 出席停止措置について

*出席停止日は、出席すべき日数から除かれるため、欠席日及び授業欠席にはなりません

- (1) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザなど学校で予防すべき感染症と診断された場合は出席停止とします。また、感染性胃腸炎やマイコプラズマ肺炎など第三種の「その他の感染症」の場合は、主治医の判断のもと、出席停止を検討します。出席停止期間は、裏面の表をご確認ください。
- (2) 在寮中に感染症が確認された場合は、原則、自宅での休養になります。ご家庭に連絡をいたしますのでお迎えをお願いします。
- (3) 帰省中に感染症が確認された場合は、主治医の指示に従って帰寮してください。それまでは、出席停止となります。
- (4) (3)の場合、感染症名、休養を勧められた期間、帰寮予定日など状況を電話等で担任・寮職員へご連絡ください。学校で受診した場合は、学校で確認し、ご家庭へご連絡いたします。

3. 感染予防について

- (1) インフルエンザの予防接種をご検討ください。抗体ができるまで2週間ほどかかりますので、早めの接種をおすすめします。
- (2) マスク、体温計、ハンカチ、ティッシュ、常備薬を各自でご用意ください。
- (3) 帰省中に体調不良になった場合は、無理をせず早めの受診を心がけ、よくなるまで帰寮を見合わせてください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザが流行している際には、手洗い、換気など基本的な予防、人ごみに出るときはマスクをするようにしてください。
- (5) 保護者の皆様におかれましても発熱など体調不良の場合は、学校行事へのご参加、ご来校を見合わせてください。

◎学校において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条)

第一種	第二種	第三種
<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウイルスで あるものに限る) ・痘そう(天然痘) ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎(ポリオ) ・ジフテリア ・鳥インフルエンザ(N5H1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ(鳥インフルエンザ H5N1 を除く) ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎 ・風疹 ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 ・新型コロナウイルス感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症
<p>感染症法の「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」に指定されたものは第一種に準じる扱いとする。</p>	<p>飛沫感染をする感染症で、児童生徒の罹患が多く、学校での流行の可能性の高いもの。</p>	<p>学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの。</p>

* 第三種の「その他の感染症」については、医師が、出席停止が必要と認める感染症となります。本校では、ノロウイルスによる感染性胃腸炎や流行性嘔吐下痢症、マイコプラズマ肺炎なども医師が認めれば、「その他の感染症」の対象として検討します。

◎出席停止の期間(学校保健安全法施行規則第 19 条)

<p>第一種 治癒するまで</p>
<p>第二種</p> <p>インフルエンザ :発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで(発症した日を 0 日目とします)</p> <p>新型コロナウイルス感染症 :有症状の場合 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(症状が軽快とは、解熱剤を使用せず、解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態を指します)</p> <p>:無症状の場合 検体を採取し日から5日を経過するまで(検体を採取した日を 0 日目とします)</p> <p>百日咳 :特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで</p> <p>麻疹 :解熱した後 3 日を経過するまで</p> <p>流行性耳下腺炎:耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで</p> <p>風疹 :発疹が消失するまで</p> <p>水痘 :すべての発疹が痂皮化するまで</p> <p>咽頭結膜熱 :主要症状が消退した後 2 日を経過するまで</p> <p>結核 :症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p> <p>髄膜炎菌性髄膜炎:症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>
<p>第三種 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで</p>